

2012年10月

第3版

『改正建設業法とキッチン・
バス業界
の取り組み』

キッチン・バス工業会

目次

1. 住宅建設を取り巻く最近の法律改正	3
2. 建設業法とは	4
3. 建設業法のポイント	5
4. 業界として何が問題か	7
5. キッチン・バス工業会の考え方	9
6. 流通店様へ	14
7. 「建設業法」と「労働災害保険」の関係について	16
8. 関連法規(参考資料1) 労災保険等	18
9. 関連法規(参考資料2) 産業廃棄物等	19
10. 関連法規(参考資料3)	20

①建築士法改正、②建設業法改正、③建築士法等の通知文書

1. 住宅建設を取り巻く最近の法律改正

■平成17年に発覚した、耐震偽装事件により失われた住宅の信頼回復のため、06年度より建築基準法・建築士法・建設業法等改正。

建築基準法 <平成19年6月施行>

- ①建築確認・検査の厳格化
- ②構造計算適合性判定の実施・検査機関に対する監督強化

建築士法 <平成20年11月施行>

- ①罰則強化・構造/設備設計の適正化
- ②一定の建築物の確認申請時、有資格者チェック

建設業法<平成20年11月施行>

- ①建設工事施工の適正化
- ②共同住宅の一括下請負禁止、監理技術者の配置拡大、書類の保存

2. 建設業法とは

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【建設業法 第1条】

1. 建設業を営む者の資質の向上
2. 建設工事の請負契約の適正化

1. 建設工事の適正な施工を確保
2. 発注者の保護
3. 建設業の健全な発達を促進

公共の福祉の増進

3. 建設業法のポイント

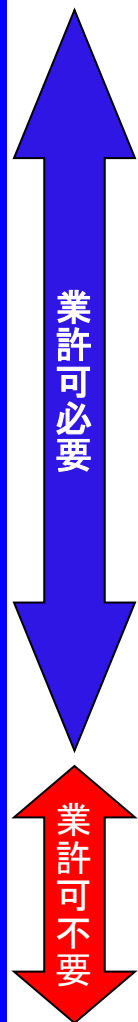
- 「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
- 「建設工事」とは、土木建築に関する工事で、28業種あります。
業界と関連性の深い工事としては、内装仕上工事・管工事・建具工事・電気工事等があります。
- 建設業を営もうとするものは、「建設業の許可」が必要です。
軽微な工事(建築一式以外の建設工事:500万円未満の工事)のみを行う場合は、許可を取る必要がありません。
但し、「建設業法」を順守する必要があります。
建設業法許可の為には、一定の資格を有する①契約行為のための専任の者の配置 ②現場管理のための技術者の配置が必要となります。
- 建設業法では工事の一括下請負(丸投げ)は、禁止されています。

※詳細は、ハイパーリンクで開く 国土交通省 中国地方整備局
『建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A』⇒

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/kensetu.htm>

建設業法の概要

建設業を営む者（製造業の…下請け法と同様）



請負金額
3,000万円以上
3,000万円未満
2,500万円未満
500万円未満

許可 主管
①大臣
②知事

種類
特定建設業
一般建設業

建設業許可 取得要件

1. 拠点常勤役員（経営管理経験5年1名）
2. 専任技術者の配置（28業種別）

*** 請負額－3000万円/件以上の場合の監理技術者有資格者の専任技術者配置 (ex:1級) (他件名兼務不可)**

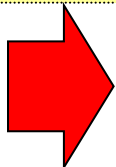
*** 請負額－2500万円/件以上の場合の主任技術者有資格者の専任技術者配置(ex1級・2級) (他件名兼務不可)**

*** 請負額－2500万円/件未満の場合の主任技術者有資格者の技術者配置 (他件名兼務出来る)**

特定建設業
発注者から直接請け負う元請で下請発注総額3000万円以上下請契約を締結して施工するもの

一般建設業
上記以外・下請発注総額3000万円未満の工事・下請工事

- ①2つ以上都道府県 ⇒ 国土交通大臣許可
- ②1つの都道府県 ⇒ 都道府県知事許可



業法の軽微な工事（建築一式1500万円以下、その他500万円以下）
 * 小規模零細建設業者を考慮してS31年改正。（金額改正H4年）
 （「建設業法解説：改定9版」大成出版社・建設業法研究会編著⇒56ページ）**6**

4. 業界として何が問題か

キッチン・バス他の材工販売行為が「建設業種」に該当すれば、以下の建設業法の【要求事項】を満たす必要がある。

1. 専任技術者の配置

規模により、専任(兼務できない)配置ができるか→2500万円以上

2. 一括下請負禁止に抵触しない実質的関与

下請を管理した証拠としての記録はあるか

- ①施工計画の作成 ②工程管理 ③品質管理
- ④完成検査 ⑤安全管理 ⑥下請け業者への指導 等

3. 建設業法の(記載すべき14項目)請負契約書

- ①工事内容、②請負金額、③期間、④前金や途中の支払時期、⑤変更の扱い・負担方法
- ⑥不可抗力の定め、⑦物価変動による変更、⑧第三者損害の定め、⑨資材提供や貸与
- ⑩検査時期・引き渡時期、⑪完成後の支払時期・方法、⑫瑕疵担保責任、⑬遅滞の定、⑭紛争解決方法

4. 記録の保管(新築～引き渡し時より10年)

- ①工事名称等記載した帳簿 ②請負契約書の写し ③完成図(施工図等)
- ④発注者との打合せ記録 ⑤施工体系図(特定建設業のみ)

建設業法の特例措置

1. 建設業許可のいない条件

- ・軽微な工事のみを行う業者(＝建設業を営むもの)
- ・建設一式以外の建設工事総額500万円未満の工事。
法令1条の2

2. 専任技術者がいない場合

- ・自ら施工しない該当付帯工事で、2500万円未満工事の場合。
(元請/下請に限らず、金額の大小に関わらず非専任配置は必要)

3. 一括下請けが出来る条件

- ・発注者の予めの書面による承諾を受けた①新築戸建て住宅又は、
②リフォーム共同住宅。
(新築の共同住宅は全面禁止)

5. キッチン・バス工業会の考え方

(1) システム商品と定義を確認する。

システムキッチンやシステムバス・洗面化粧台等は、工場生産・加工され品質保証された部品・部材を現場にて組み立て完成する「**分割搬入型の商品**」(システム商品)とする。

以下「商品」という。

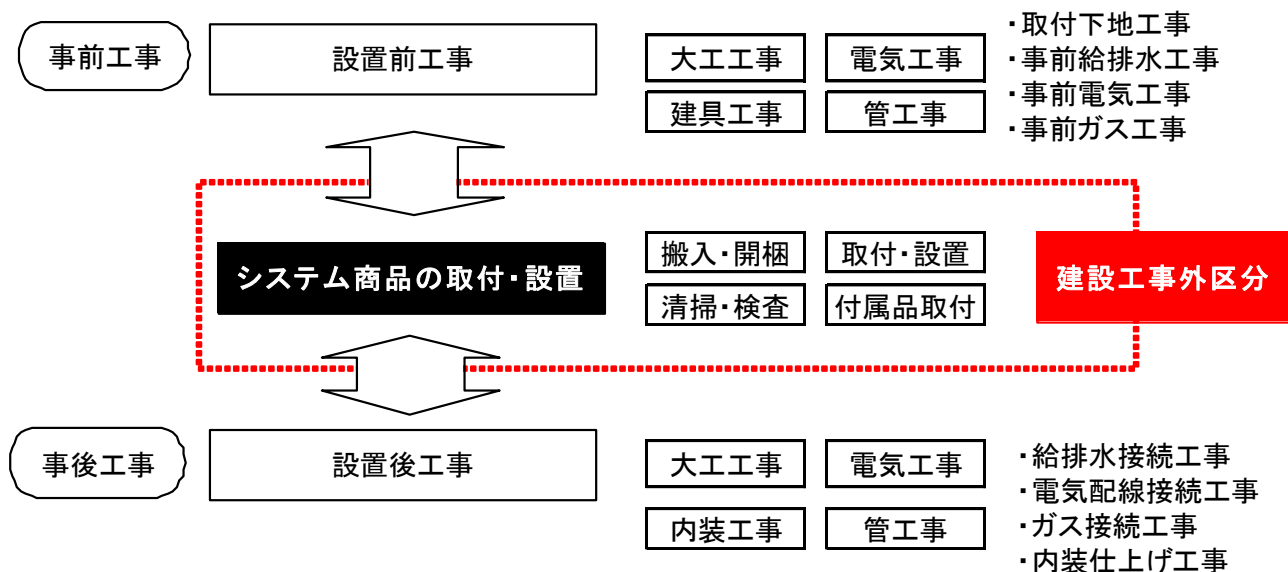
(2) 建設業にあたらぬ範囲で受注する。

商品販売と付随する「取付設置」を受注し販売する(材工販売)場合、「**建設業(28業種)**」にあたらぬ範囲で受注する。

そのために、「取付設置」作業内容を工業会ガイドラインで示す範囲での受注を行う。

(3) 別途工事を明確化する。

■商品の「取付設置」と別途工事となる前工事・後工事とを明確に区分し、現場工事全体の工事品質の確保と法令順守を徹底する。



■「説明書・カタログ・設計資料等の表記を業界として語句の統一を行う。」

(4) 建設業として契約する場合は順守事項を守る。

やむを得ず「建設業(28業種)」に該当する作業内容まで受注する場合、一括下請負禁止事項など法律順守事項他に対し、**法令順守を徹底**する。

<建設業に該当する作業内容>

<建設工事例>

大工工事
電気工事
建具工事
内装仕上工事
管工事 等

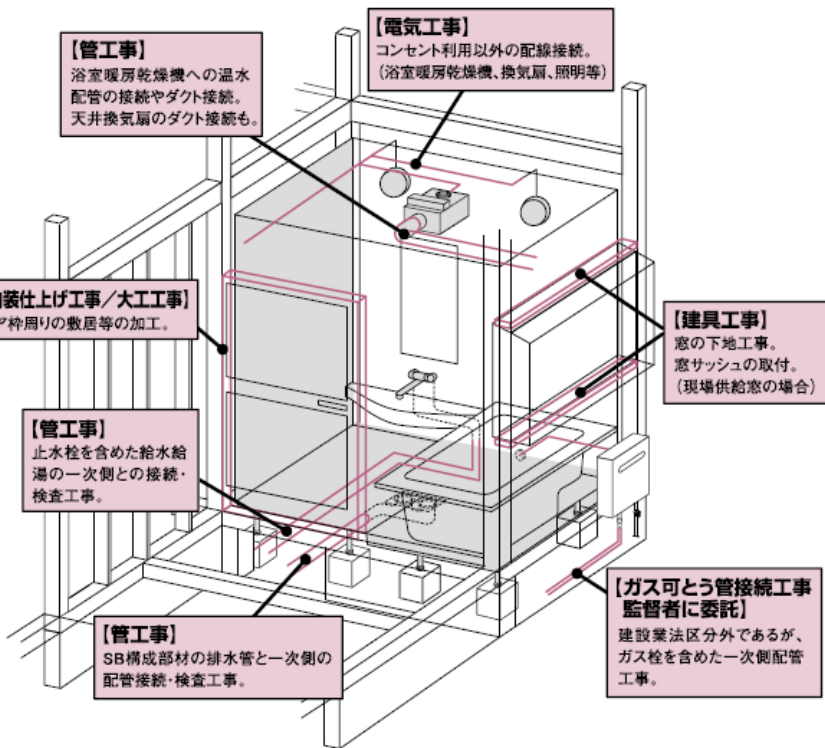
<事前工事例>

・取付下地工事
・給排水工事
・電気工事
・ガス工事
・ダクト取付工事 他

<事後工事例>

・給排水接続工事
・電気配線接続工事
・ガス接続工事
・内装仕上げ工事
・ダクト接続工事 他

システムバス 工事区分表示例



工事区分	部位 (図)	作業名称(区分)	建設業区分					建設業外	※新築の場合を想定 作業内容			
			大工 工事業	と び 土 工 事 業	建 具 工 事 業	管 工 事 業	電 気 工 事 業	給 湯 器 設 備		S B 取 付		
事前工事	1	建具 大工	○	○					浴室設置の土間コンクリート敷設、設置床工事 建築躯体への窓の取付け			
		管	○			○			浴室専用の給水・給湯配管、排水管の工事 浴室の専用ダクト事前工事、壁穴加工			
	2	電気					○	○	風呂追焚き、ミスト配管等の事前工事 浴室照明、換気扇、スイッチ等の事前配線工事			
本体の 取付・設置	8	建設工事 区分外								浴室専用の防水パンを所定の位置に設置 洗い場、浴槽パンへの排水トラップ取付 浴室パネル部材の加工と組立 天井部材、浴槽部材の取付 カウンター、ミラー、握りバー他 水栓類の組立・取付 浴室専用換気扇の取付 風呂追焚き部品の取付 給湯器用リモコンの取付 浴室照明の取付 その他浴室関連電化機器取付 シリコンの充填 窓サッシの取付 試運転、完成品検査(注記1)	浴室専用換気扇の取付 循環追焚き金具、専用リモコンの取付 浴室パネルの加工・組立 照明器具の浴室パネル加工・取付 電化品オプション品の取付 接合部、仕上げ部へのシリコンの塗布・充填 SB構成部材の窓サッシの組立・取付 完成後の試運転、性能確認検査	
		事後工事	1	管 大工 電気	○		○				建築外壁の穴あけ 排気ダクトの敷設工事 浴室換気扇と排気ダクト接続工事 浴室換気扇の電気・アース接続工事 ウエーガ-の外壁取付	建築壁の躯体加工作業 浴室換気扇のダクト事後敷設工事 建築ダクトと換気扇の接続、検査工事 建築の屋内配線と配線器具、アース工事 建築の外装仕上げ工事
			2	管				○			給水・給湯配管と水栓の接続工事 建築排水管との接続工事 給湯器本体工事(試運転・確認)	給水・給湯の一次側との接続、検査工事 浴室排水組立側と建築排水管の接続、検査 機器の設置工事(ガス、電気工事を含む)
			3	電気他	○	○			○		内装仕上げ工事 浴室電源配線、接続工事 天井裏の電源、スイッチ工事	床、ドア額縁、脱衣場仕上げ工事 浴室機器の事後電気工事 浴室全体の電気器具、配線接続工事

■キッチン・バス工業会「工事区分に関するガイドライン」

※詳細は、ハイパーリンクで開く⇒

<http://www.kitchen-bath.jp/public/zaikou/20081014koujikubun.pdf>

注記1) 製品の完成品検査、試運転は、事後工事完成後行う場合が多い。

6. 流通店様へ

(1)「建設業(28業種)にあたらな

- ・建設業者(建設業許可業者)・建設業を営む者(許可不要業者)より「商品と取付設置」を合わせて受注して、
二次流通店又はメーカーにその商品の「取付設置」を含めて売買する場合は、その契約作業内容(工事内容)を明確にして発注(契約)を行う。

(2)「建設業(28業種)に該当する」場合、建設業で対応ください。

- ・「建設業法」の法令に沿って、法令順守した対応してください。
二次店・メーカー(下請)に「取付設置」を含めて頼む場合、建設業法では、元請となりますので、以下のことは順守してください。
- ① **工事を管理する。(丸投げしない)(現場管理の技術者配置する)**
(1)施工計画の作成 (2)工程管理 (3)品質管理
(4)完成検査 (5)安全管理 (6)下請け業者への指導 等
- ② **「建設業法」に沿った、所定の項目記載がある請負契約を行う。**
- ③ **契約書・施工図面・打合せ記録・下請けからの請書、工事完了報告書 等
10年間の保存義務が生じる。**
- ④ **受注金額により、建設業許可や主任技術者の専任配置等が必要となる。**

(3) 材工分離で受注する場合は、以下に注意ください。

1. 商品は売買契約。工事は元請業者が手配する場合は、問題はありません。
商品は、従来通り「商品売買契約」扱い。
工事は、「工事請負契約」扱い。
2. 商品は売買契約。工事は自前の業者を手配する。
この工事範囲が建設業の範囲を含むようであれば、「建設業法」に準じて管理してください。
3. 元請業者から、同じ販売店に商品と工事を分離して発注することは出来ません。
商品＋工事の「請負契約」を分離しても、その合計金額で判断されます。

7. 「建設業法」と「労働災害保険」の関係について

■労働災害保険(労災保険)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害又は死亡に対して労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う事を目的としている。

労働者を1人でも雇用すると義務付けられる強制保険です。

■一元適用事業

労災保険と雇用保険の両保険を一体として適用・成立させ、保険料を一体として申告・納付する事業。

■建設業は二元適用事業で特別扱い

建設業は、労災保険と雇用保険を別々に成立させる事業。

労災保険は「労働基準監督署」、雇用保険は「職業安定所」へ申告・納付します。

一人親方は、「第二種特別加入」として、加入することができます。

※会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている者

■労働保険法上と民法上の労働者とは

労働保険法上……「労働者」は労働基準法上の「労働者」

民法623条……事業主と雇用契約(報酬を与える契約)を締結しているもの

労働基準法第9条……職業をと問わず、事業所、事務所に使用され賃金を支払われるもの

■ 建設業の労災保険

- 建設業の場合、工事ごと、建設現場ごとに保険を成立させ、保険料を支払います。
- 建設現場で起きた事故は、元請・下請に限らず元請が成立させた保険で申請します。
- 「安全配慮義務違反」を根拠に、労災保険の対象者は建設業者でない労働者も含まれる場合が多くなっている。

運送業者、搬入業者、清掃業者、現場保安業者(ガードマン等)
産業廃棄物業者、納入部品の取付、組立業者

8. 関連法規(参考資料1)

■参考資料の主旨

建設現場において、関係法令の不知や無理解のため実態として法令に抵触していることが多くあります。

■労働保険徴収法

- (1) 労働基準監督署が建築現場に来る場合は、労働安全の管理者として、主任技術者の有無確認や偽装請負(建設業への派遣労働禁止)監視の目的があると考えられます。
- (2) 建設事業の元請事業者(建設業の許可事業者の有無を問わず)は、労災保険上の元請として労災保険に加入が必要です。(下請分離の許可を受ければ、下請け業者自身が労災保険の加入ができます。) <労災保険法>
- (3) 一人親方は、第二種特別加入として、加入することが出来ます。

■追記■

建売物件などは、販売者が元請とならず、各一次下請けが、元請となり、労災保険の負担を求められる場合がある。

9. 関連法規(参考資料2)

■産業廃棄物処理について

- (1) キッチン・バス等を建設現場で取付・設置を行う場合、請負契約や売買契約の種別に係わらず、排出事業者が法律で定められた処理を行う必要があります。
- (2) キッチン・バス等のメーカーが排出事業者になることは、原則ありません。取付・設置時に発生する「産業廃棄物の処理」については、「分別」することが最低の規則です。

※詳細は、ハイパーリンクで開く⇒

(社)住宅リフォーム推進協議会 産業廃棄物の新しい処理法ガイドブック案内

<http://www.j-reform.com/index.html>

10. 関連法規(参考資料3)

(注意)ハイパーリンクで開いてください。

(1) 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号) 概要

<http://www.mlit.go.jp/common/000015729.pdf>

(2) 「建設業法施行規則」の一部改正等について

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000025.html

(3) 建築士法等の一部を改正する法律の施行について(国総建第177号) 留意点

<http://www.mlit.go.jp/common/000024637.pdf>

以上、お問い合わせは、キッチン・バス工業会まで